

# 下水道事業の運営について

## 答 申 書

平成30年7月2日

瀬戸内市下水道事業審議会

# 目 次

はじめに	1
1 下水道使用料・農業集落排水施設使用料 及び漁業集落排水施設使用料について	2
2 受益者分担金について	2
3 今後の下水道の整備計画について	2
付帯意見	3
おわりに	4

## 附属資料

諮問書（写）

瀬戸内市下水道事業審議会委員名簿

瀬戸内市下水道事業審議会審議経過

## はじめに

下水道は、市民が快適で衛生的な生活を営む上で、欠くことのできない公共施設であり、生活環境の改善と、海や河川といった公共用水域の水質保全を目的としている。また、瀬戸内市が第2次総合計画において将来像とする“人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内”の実現のためにも必要不可欠なものである。

しかし、下水道の整備には相当の年月と多額の費用を必要とする。特定環境保全公共下水道事業においては現在も管渠整備の途上であり、下水道普及率についても平成28年度末で40.8%と、岡山県内だけでなく、全国的にも低水準にとどまっている状況であり、投下資本の回収に相当の期間を要するため、一般会計からの多額の繰り入れに依存した経営となっている。

一方、瀬戸内市の財政状況は、様々な行財政改革に取り組み、その効果も表れているが、決して楽観できるものではない。公共施設の維持管理費等の削減のため、平成27年度に策定された瀬戸内市公共施設再編計画では、今後40年間で延床面積40%の施設総量の削減を行うことが目標とされている。このことは、施設の維持管理経費の増大により、このまま何もしなければ慢性的な財源不足に陥ることを示している。また、少子高齢化に歯止めがかからないため、社会保障関係経費の増額も懸念される。歳入においても、合併後10年間は普通交付税や市債の発行において有効な財源が多かったものの、今後これらも段階的に削減される状況にある。

下水道事業は、平成28年度より地方公営企業法の一部適用による企業会計に移行し、その経営状態がより明確に把握できるようになっており、効率的な事業経営と、一般会計からの繰り入れに依存しない財政基盤の確立がより一層求められる。本来、地方公営企業である下水道事業は、使用料収入による独立採算が求められており、下水道使用者に使用実態に応じた使用料負担を求めることで収支のバランスを図る必要がある。更に、下水道は道路や公園等の不特定多数の市民が利用できる施設とは異なり、受益者が特定される施設であることから、建設費の一部を受益者分担金として負担することが適当であるとともに、下水道整備計画については、今後の経営に与える影響が大きいことから、限られた財源の中で最大の効果が得られるよう、効果的かつ効率的な計画を立てるべきである。

このため、平成29年11月27日に市長より「下水道事業の運営について」諮問を受け、使用料、受益者分担金、整備計画について今後どうあるべきか、適正な経費負担の原則、負担公平の原則の観点から、関係資料により検討しつつ、慎重に審議を重ね、ここに一定の結論を得たので、次のように答申する。

下水道使用料・農業集落排水施設使用料及び漁業集落排水施設使用料について、受益者分担金について、今後の下水道整備計画についての基本決定事項を以下のとおり定める。

## 1 下水道使用料・農業集落排水施設使用料及び漁業集落排水施設使用料について

### (1) 使用料算定期間

下水道使用料は日常生活に密着した料金であり、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、あまりに長期間にわたって期間を算定することは経済の変動による予測の確実性を失うことになる。このことから、使用料算定期間は、平成 31 年 4 月から平成 35 年 3 月までの 4 年間とする。

### (2) 使用料対象経費

使用料対象経費は、汚水に係る維持管理費及び資本費の全額を対象とすべきであるが、本市では下水道整備の途上であり、全てを対象とすることは使用者への著しい負担増となるため、維持管理費の一部とする。

### (3) 使用料

平成 26 年 1 月 1 日の改正から 4 年が経過したのみであること、また、接続率が伸び悩む中、使用料改定が接続率の向上の足枷になる恐れがあることから、本答申による算定期間中は現行の使用料体系を維持し、接続率の向上による使用料収入の増加を図るものとする。

## 2 受益者分担金について

受益者分担金については、既負担者との均衡から、現行の分担金で賦課するものとする。

## 3 今後の下水道整備計画について

今後の下水道整備計画については、クリーンライフ 100 構想に基づき、経済効率と地域性を十分検討し、現在の整備済み区域周辺の住宅密集地区から整備を進めて行くものとする。また、整備地区の選定については、市民からの整備の要望も十分考慮して行うものとする。

今後の事業計画の策定についても、効果的な手法を十分検討し、策定するものとする。

耐用年数を迎える下水道管渠については、ストックマネジメントを導入し、効率的に管更生工事を行うものとする。

浄化センターの統廃合等の広域化・共同化について、国・県・近隣市等の動向を注視し、費用対効果等を考慮しつつ、実現の可能性等について調査研究を行うものとする。

## 付帯意見

- (1) 使用料について、今後改定の必要性が生じた際には、市民の十分な理解を得られなければ実現は難しい。そのためには、経費負担の原則や負担公平の原則等の周知を図ることに加え、下水道事業会計の状況の説明も重要である。下水道事業の運営にあたっては、維持管理の効率化や建設コストの縮減を図り、経費の抑制に努められたい。また、施設の有効利用と使用料収入の確保に向けて接続率の向上を図るため、可能な限りの施策を行うよう努められたい。
- (2) 受益者分担金について、現行の分担金額は計画当初の総事業費を基に算出されている。しかし、現状では東日本大震災・熊本地震の復興事業、東京オリンピック関係のインフラ整備等により、建設業や建設資材に対する需要の高まりを受け、建設物価は上昇傾向が続いており、当初想定していた事業費と実際の事業費の間には大きなギャップが生じているはずである。これに対応するため、受益者分担金に建設物価の上昇分を反映させることについて、今後の経済状態の推移等について調査・研究する必要があることから、次期審議会開催時の検討課題としたい。
- (3) 岡山県のクリーンライフ 100 構想に基づく本市の下水道事業計画について、限られた財源の中で最大の効果が得られるよう、市民の要望にも耳を傾けつつ、効果的かつ効率的な管渠整備に努められたい。また、利用できる国庫補助事業を積極的に活用し、市の財政負担を抑制するよう努められたい。
- (4) 昨今、水道管の破裂や下水道管渠からの漏水による道路の陥没等、全国的に設備の老朽化に起因する事故発生の報道を目にすることが増えた。下水道事業においてストックマネジメントを導入するにあたり、管渠の老朽化による事故防止と、下水道という重要なライフラインの確保に十二分に活用するよう努められたい。

## おわりに

下水道事業は、重要な社会資本という公共的側面を有する一方、公営企業として受益者からの使用料によって賄われる事業であり、効率的な経営によって住民に寄与すべきことから、可能な限り公共と福祉のバランスに配慮して経済性を追求すべき事業である。

本市においても、その運営にあたっては、民間委託・電算化・施設の統廃合・建設コストの縮減等が図られているが、今後とも歳出を削減し事業の合理化に努め住民負担を極力軽減するために可能な限りコストの節減を図る必要がある。

他の自治体の状況・接続率の状況等、様々な観点から検討した結果、今回使用料は現状維持とし、接続率の向上による使用料収入の確保と維持管理コストの節減を優先することとしたが、下水道事業会計は一般会計からの繰り入れに頼らざるをえない状況であり、決して楽観できるものではない。使用料対象経費を含め、下水道の整備状況、社会及び経済情勢の動向を踏まえながら、次回以降においても可能な限りの見直しについて検討していく必要があると考える。

また、受益者分担金についても現状維持としたが、建設物価は上昇傾向となっており、今後は当初の計画時と現在の建設物価上昇により生じた建設費のギャップについて検討する必要があると考える。

最後に、本審議会の答申の趣旨を十分理解し、今後の下水道事業の運営にあたられたい。

## 付 属 資 料



瀬戸内下水第 301 号  
平成 29 年 11 月 27 日

瀬戸内市下水道事業審議会会長 殿

瀬戸内市長 武久 顕



### 下水道事業の運営について（諮問）

本市下水道課では、安定した下水道経営の実現を図り、持続的な下水道サービスを提供していくための経営基盤強化のため、平成 28 年 4 月 1 日より、地方公営企業法の一部適用による企業会計に移行しました。また、平成 29 年 3 月に、現状の分析と、それに伴う平成 37 年度までの経営方針・事業計画を示す「瀬戸内市下水道事業経営戦略」を策定し、市ホームページに公開しました。

下水道は重要なライフラインの 1 つであり、周辺環境の整備による市民生活の質の向上はもとより、海・河川等公共水域の水質保全に重要な役割を果たしており、サービスを安定的に供給し続けなければなりません。

そのためには、使用料収入で汚水処理原価の回収を行うことによる安定した経営基盤の構築・下水道使用者と使用していない者との間に不公平を生じさせる租税収入を財源とした一般会計繰入金金の抑制・計画的かつ効率的な面整備と設備更新を行うことが重要です。

これらを踏まえて下水道事業を運営して行く必要があるため、瀬戸内市下水道審議会条例第 2 条の規定により、下記のとおり諮問します。

### 記

1. 下水道使用料・農業集落排水施設使用料及び漁業集落排水施設使用料について
2. 受益者分担金について
3. 今後の下水道整備計画について



## 瀬戸内市下水道事業審議会委員名簿

	氏 名	役 職 等	備 考
会 長	川本 和則	岡山商科大学経営学部 教授	学識経験者
副会長	鳥越 貞成	公認会計士・税理士	学識経験者
委 員	平野 伸典	牛窓漁業協同組合 組合長	牛 窓
委 員	原田 和彦	社会福祉法人誠和 特別養護老人ホーム あじさいのおか牛窓 事務部長	牛 窓
委 員	廣畑 周子	瀬戸内市婦人協議会 会長 公共下水道利用者	牛 窓
委 員	石井 信夫	瀬戸内市商工会 事務局長	邑 久
委 員	本郷 勇次	瀬戸内市体育協会 公共下水道利用者	邑 久
委 員	三浦 徳久	おさふねサービスエリア 店長	長 船
委 員	平松 好子	農業集落排水利用者	長 船
委 員	酒井 裕二	公共下水道利用者	長 船

## 瀬戸内市下水道事業審議会審議経過

	開催年月日	審議の内容
第1回	H29.11.27	瀬戸内市下水道事業の概要説明 ①下水道の種類 ②下水道の整備計画 ③下水道普及率 ④水洗化率 ⑤使用料 ⑥受益者分担金
第2回	H30.2.5	諮問内容の審議 ①下水道等の使用料について ②受益者分担金について ③下水道整備計画について
第3回	H30.5.7	答申案について
第4回	H30.7.2	答申